

第 1

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第42号 唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見について	… 1
----------------------------------	-----

2 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 各課報告事項

① 令和6年秋の教育長表彰について（教育総務課）	… 28
--------------------------	------

② 共催及び後援について（教育総務課）	… 34
---------------------	------

③ 教育委員会行事予定（教育総務課）	… 35
--------------------	------

(3) その他

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和6年12月26日（木）14時00分から

会 場 唐津市役所 本庁4階 大会議室

議案第 4 2 号

唐津市教育委員会教育長の給与改定に係る意見について

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 国及び佐賀県の給与改定に準じて教育長の期末手当を改定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたものである。

(案)

条 例 案 の 概 要

1 条例案の題名

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例

2 改正理由

人事院勧告等に準じ改正するもの

3 条例案の内容

(1) 唐津市職員給与条例の一部改正（第 1 条及び第 2 条）

ア 給料表の改定

県に準じて職員給与と民間給与との較差 10,244 円（2.94%）解消のため、
月例給引上げ

【行政職給料表】

初 任 給：大卒 23,800 円（12.1%）、高卒 21,400 円（12.8%）引上げ
初任給以外：若年層に重点を置き、初任給から改定率をなだらかに逡減さ
せる形で引上げ

【その他の給料表】

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当の改定

医療職給料表（1）の引上げ改定に伴い、医師に対する初任給手当（支給限
度額）を改定 月額 415,600 円→416,600 円

ウ 期末手当・勤勉手当の改定

- ・ 国、県に準じて、期末・勤勉手当の年間の支給月数を 0. 1 月分引上げ
（暫定再任用にあつては、0. 0 5 月分引き上げ）
- ・ 期末・勤勉手当年間支給月数：4. 5 月分→4. 6 月分
（暫定再任用にあつては、2. 3 5 月分→2. 4 月分）

(7) 一般職の職員（暫定再任用職員、特定任期付職員を除く）

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合 計（月）	
現 行	期末手当	1. 225	1. 225	2. 45	4. 5
	勤勉手当	1. 025	1. 025	2. 05	
令和 6 年度 （改正後）	期末手当	1. 225	<u>1. 275</u>	<u>2. 5</u>	<u>4. 6</u>
	勤勉手当	1. 025	<u>1. 075</u>	<u>2. 1</u>	
令和 7 年度 以降	期末手当	<u>1. 25</u>	<u>1. 25</u>	<u>2. 5</u>	<u>4. 6</u>
	勤勉手当	<u>1. 05</u>	<u>1. 05</u>	<u>2. 1</u>	

（適用日：令和 6 年 1 2 月 1 日…表中段、令和 7 年 4 月 1 日…表下段）

(i) 暫定再任用職員

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合 計（月）	
現 行	期末手当	0. 6875	0. 6875	1. 375	2. 35
	勤勉手当	0. 4875	0. 4875	0. 975	
令和 6 年度 （改正後）	期末手当	0. 6875	<u>0. 7125</u>	<u>1. 4</u>	<u>2. 4</u>
	勤勉手当	0. 4875	<u>0. 5125</u>	<u>1</u>	
令和 7 年度 以降	期末手当	<u>0. 7</u>	<u>0. 7</u>	<u>1. 4</u>	<u>2. 4</u>
	勤勉手当	<u>0. 5</u>	<u>0. 5</u>	<u>1</u>	

（適用日：令和 6 年 1 2 月 1 日…表中段、令和 7 年 4 月 1 日…表下段）

(2) 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第 3 条及び第 4 条）

ア 給料表の改定

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 期末手当・勤勉手当の改定

特定任期付職員の期末手当の年間の支給月数を 0. 0 5 月分引上げ

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合 計（月）
現 行	期末手当	1. 7	1. 7	3. 4
令和 6 年度 （改正後）	期末手当	1. 7	<u>1. 75</u>	<u>3. 45</u>
令和 7 年度 以降	期末手当	<u>1. 725</u>	<u>1. 725</u>	<u>3. 45</u>

（適用日：令和 6 年 1 2 月 1 日…表中段、令和 7 年 4 月 1 日…表下段）

- (3) 市長及び副市長の給料その他の給与条例（第 5 条及び第 6 条）、唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第 7 条及び第 8 条）、唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（第 9 条及び第 10 条）、唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第 11 条及び第 12 条）の一部改正
市長、副市長、教育長、モーターボート競走事業管理者及び市議会議員の
期末手当の年間支給月数を 0.05 月分引上げ

年 度	区 分	6 月	1 2 月	合計（月）
現 行	期末手当	1.7	1.7	3.4
令和 6 年度 （改正後）	期末手当	1.7	<u>1.75</u>	<u>3.45</u>
令和 7 年度 以降	期末手当	<u>1.725</u>	<u>1.725</u>	<u>3.45</u>

（適用日：令和 6 年 1 2 月 1 日…表中段、令和 7 年 4 月 1 日…表下段）

4 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、次の事項については、各項目に記載する日からの適用又は施行とする。

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日適用…給与条例別表第 1（行政職給料表）、別表第 2（医療職給料表）及び初任給調整手当並びに
特定任期付職員条例第 7 条給料表
- ・ 令和 6 年 1 2 月 1 日適用…改正後の令和 6 年 1 2 月支給の期末手当及び勤勉
手当
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日施行…令和 7 年度以降支給の期末手当及び勤勉手当

(案)

議案第 号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年 月 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 人事院勧告等に準じ改正するものである。

(案)

唐津市条例第 号

唐津市職員給与条例等の一部を改正する条例

(唐津市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 唐津市職員給与条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「415, 600 円」を「416, 600 円」に改める。

第 27 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 30 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 ～ 2 略

第2条 唐津市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、
同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、
「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に
改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26
年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	394,000円
2	445,000円
3	500,000円
4	565,000円
5	644,000円
6	753,000円
7	879,000円

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、
「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次
のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、
「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(市長及び副市長の給料その他の給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給料その他の給与条例（平成17年条例第51号）の一
部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 市長及び副市長の給料その他の給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（平成28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第10条 唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第11条 唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第12条 唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条中唐津市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第12条、別表第1及び別表第2の改正規定並びに第3条中唐津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の改正規定 令和6年4月1日

(2) 第1条中給与条例第27条及び第30条の改正規定並びに第3条中任期付職員条例第8条の改正規定、第5条、第7条、第9条及び第11条の規定 令和6年12月1日

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の給料その他の給与条例（以下この項において「改正後の市長及び副市長給与条例」という。）、第7条の規定による改正後の唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下この項において「改正後の教育長給与条例」という。）、第9条の規定による改正後の唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（以下この項において「改正後の競走事業管理者給与条例」という。）及び第11条の規定による改正後の唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下この項において「改正後の市議会議員報酬条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の市長及び副市長の給料その他の給与条例、第7条の規定による改正前の唐津市教育委

員会教育長の給与等に関する条例、第9条の規定による改正前の唐津市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例及び第11条の規定による改正前の唐津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の市長及び副市長給与条例、改正後の教育長給与条例、改正後の競走事業管理者給与条例及び改正後の市議会議員報酬条例の規定による給与等の内払とみなす。

（施行に関する必要事項の委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 号参考資料（第 7 条関係）
 唐山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分</u>の<u>1 7 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略			(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分</u>の<u>1 7 0</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	

議案第 号参考資料（第8条関係）
 唐津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の1 7 2 . 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略			(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の1 7 5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	

#

令和 6 年 10 月 17 日

「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

佐賀県人事委員会

☆ 本年の給与勧告のポイント

月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- ① 民間給与との較差 10,244 円（2.94%）を解消するため、人材確保の観点を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、給料月額を引上げ
- ② 期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引上げ（4.50 月分⇒4.60 月分）
引上げ分は、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分

給与制度のアップデート

令和 7 年 4 月 1 日実施

- ① 若年層の給与水準を引上げ、職務や職責をより重視した給料表に見直し
- ② 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る手当額の引上げ（段階的に実施）
- ③ 通勤手当の支給限度額を、特別料金等の額を含めて 1 か月当たり 80,000 円に引上げ

I 職員の給与に関する報告及び勧告

1 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 職種別民間給与実態調査

- ・ 企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 374 事業所から、無作為に 141 事業所を抽出し、4 月分の給与月額等について実地調査
- ・ 調査完了 117 事業所（調査完了率 83.0%）

(2) 公民給与の比較

<月例給>

- ・ 本年 4 月分の職員給与（行政職給料表の適用者）と民間給与（事務・技術関係職種の従業員）について、役職段階・学歴・年齢別に対比してラスパイレス方式により較差を算出

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
358,276 円	348,032 円	10,244 円 (2.94%)

(注) 行政職給料表の適用者のうち、新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は比較対象から除外。
比較対象職員数は 3,156 人（平均年齢 41.4 歳）である。

<期末手当・勤勉手当>

- ・ 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の特別給の支給割合と、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を比較したところ、職員の支給月数（現行 4.50 月）は、民間の支給割合（4.58 月）を下回る

(3) 改定の内容

<月例給>

職員給与と民間給与との較差 10,244 円 (2.94%) を解消するため、月例給を引上げ

[改定内訳：給料月額 10,239 円、はね返り分(※) 5 円(注) 給料の改定により諸手当の額が増減する分]

(ア) 行政職給料表

- ・ 職員の初任給が民間の初任給を下回っていることや人材確保の観点を踏まえ、大卒程度試験に係る初任給について 23,800 円 (12.1%)、高卒程度試験に係る初任給について 21,400 円 (12.8%)、それぞれ引上げ

[改定後の初任給額：大卒程度試験 220,700 円、高卒程度試験：188,100 円]

- ・ 初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、改定率をなだらかに逡減させる形を基本に公民較差の範囲内で引上げ

[平均改定率：1 級 11.3%、2 級 9.0%、3 級 4.9%、4 級 1.1%、5 級以上 1.0%]

(イ) その他の給料表

- ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定（医療職給料表(一)は、国に準じて改定）

<期末手当・勤勉手当>

- ・ 民間における特別給の支給割合に見合うよう、4.50 月分を 4.60 月分へ引上げ
- ・ 引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 6 年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.275 月 (現行 1.225 月)
勤勉手当	1.025 月 (支給済み)	1.075 月 (現行 1.025 月)
令和 7 年度 期末手当	1.25 月	1.25 月
以 降 勤勉手当	1.05 月	1.05 月

<初任給調整手当>

- ・ 医療職給料表(一)の引上げ改定に伴い、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を改定

[実施時期]

- ・ 給料表及び初任給調整手当：令和 6 年 4 月 1 日
- ・ 期末手当・勤勉手当：令和 6 年 12 月 1 日

2 その他給与に関する報告事項

<通勤手当>

- ・ 交通用具のうち原動機付交通用具を使用する職員に係る通勤手当の支給月額について、燃料費及び燃費等を考慮して見直しを行う必要がある

佐賀県条例第 号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）
（佐賀県職員給与条例の一部改正）

第 1 条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後
（初任給調整手当）		（初任給調整手当）
第 7 条の 3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額415,600円 (2)～(4) 略 2・3 略 （期末手当）		第 7 条の 3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額416,600円 (2)～(4) 略 2・3 略 （期末手当）
第17条 略		第17条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の 4 第 2 項において「特定		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の 4 第 2 項において「特定

改正前	改正後
幹部職員」という。) にあっては、<u>100分の102.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略	幹部職員」という。) にあっては、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1～4 略

第2条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮	(期末手当) 第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 略 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁

改正前	改正後
以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関して</u>、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し現に逮捕</u>されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合	刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関して</u>、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し現に逮捕</u>されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合

改正前	改正後
(2)・(3) 略 4～6 略 (勤勉手当) 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略	(2)・(3) 略 4～6 略 (勤勉手当) 第17条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略

(佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の	第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の

改正前	改正後
適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。	適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。
4 略	4 略

第4条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。 4 略	第3条 略 2 略 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。 4 略

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後

改正前	改正後																																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1" data-bbox="469 1473 842 2011"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>382,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>431,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>484,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>547,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>624,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>729,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>851,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 略 (佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)	号給	給料月額（円）	1	382,000	2	431,000	3	484,000	4	547,000	5	624,000	6	729,000	7	851,000	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1" data-bbox="469 546 842 1084"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>394,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>445,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>500,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>565,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>644,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>753,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>879,000</td></tr> </tbody> </table> 2～5 略 (佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)	号給	給料月額（円）	1	394,000	2	445,000	3	500,000	4	565,000	5	644,000	6	753,000	7	879,000
号給	給料月額（円）																																
1	382,000																																
2	431,000																																
3	484,000																																
4	547,000																																
5	624,000																																
6	729,000																																
7	851,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	394,000																																
2	445,000																																
3	500,000																																
4	565,000																																
5	644,000																																
6	753,000																																
7	879,000																																
第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の122.5」	第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の127.5」																																

改正前	改正後
とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。

第6条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」	（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」と

改正前	改正後
とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	あるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の採用、給与及び勤務時間の採用、給与及び勤務時間の採用に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																												
（給与に関する特例） 第5条 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>404,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>466,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>529,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>612,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>712,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>812,000</td></tr> </tbody> </table> 2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。	号給	給料月額（円）	1	404,000	2	466,000	3	529,000	4	612,000	5	712,000	6	812,000	（給与に関する特例） 第5条 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>417,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>481,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>546,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>632,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>735,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>839,000</td></tr> </tbody> </table> 2 第2号任期付研究員には、次の給料表を適用する。	号給	給料月額（円）	1	417,000	2	481,000	3	546,000	4	632,000	5	735,000	6	839,000
号給	給料月額（円）																												
1	404,000																												
2	466,000																												
3	529,000																												
4	612,000																												
5	712,000																												
6	812,000																												
号給	給料月額（円）																												
1	417,000																												
2	481,000																												
3	546,000																												
4	632,000																												
5	735,000																												
6	839,000																												

改正前		改正後																	
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>339,000</td></tr><tr><td>2</td><td>374,000</td></tr><tr><td>3</td><td>402,000</td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	339,000	2	374,000	3	402,000	3～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外等） 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>350,000</td></tr><tr><td>2</td><td>386,000</td></tr><tr><td>3</td><td>415,000</td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	350,000	2	386,000	3	415,000	3～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外等） 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。
号給	給料月額（円）																		
1	339,000																		
2	374,000																		
3	402,000																		
号給	給料月額（円）																		
1	350,000																		
2	386,000																		
3	415,000																		
第8条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。		改正後																	
（佐賀県職員給与条例の適用除外等） 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「こ		（佐賀県職員給与条例の適用除外等） 第6条 略 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「こ																	

改正前	改正後
の条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	の条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。

附 則

(施行期日等)

- 第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（佐賀県職員給与条例（以下「給与条例」という。）第17条の2及び第17条の3の改正規定を除く。）、第4条、第6条及び第8条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定（給与条例第17条の2及び第17条の3の改正規定に限る。）及び附則第4条の規定は令和7年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（給与条例第7条の3及び別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第5条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第17条及び第17条の4の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定（任期付職員条例第8条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第7条の規定（任期付研究員条例第6条の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（適用日における任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 第2条** 令和6年4月1日（以下この条において「適用日」という。）の前日において任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

（給与の内払）

- 第3条** 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例、第5条の規定による改正後の任期付職員条例

又は第7条の規定による改正後の任期付研究員条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第3号。以下この条において「改正条例第3号」という。）附則第7条及び佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号。以下この条において「改正条例第37号」という。）附則第6条の規定に基づいて支給された給料並びに改正条例第37号附則第9条の規定に基づいて支給された給料の調整額を含む。）、第3条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（改正条例第3号附則第7条及び改正条例第37号附則第6条の規定による給与並びに改正条例第37号附則第9条の規定による給料の調整額を含む。）、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は第7条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の給与条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理 由

令和6年10月17日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員について給与改定を行う等のため、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和6年11月 日提出

佐賀県知事 山 口 祥 義

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第43号 唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を 改正する規則制定について	… 1
--	-----

議案第43号

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
制定について

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のよう
に制定するものとする。

令和6年11月28日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市都市コミュニティセンターの社会体育館を廃止することに伴い
改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正理由

唐津市都市コミュニティセンターの社会体育館を廃止することに伴い改正するもの

3 改正の内容

- (1) 第6条の利用の許可申請などの規定から社会体育館に係る規定（第2項及び第3項）を削る。
- (2) 第9条の使用料の減免の規定から社会体育館に係る規定（第2項及び第3項）を削る。

4 施行期日

令和6年12月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 17 年条例第 305 号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 6 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 9 条第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

議案第43号参考資料

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
(趣旨)			(趣旨)	
第1条 この規則は、唐津市都市コミュニティセンター条例（平成17年条例第305号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、唐津市都市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、唐津市都市コミュニティセンター条例（平成17年条例第305号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、唐津市都市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。		第1条 この規則は、唐津市都市コミュニティセンター条例（平成17年条例第305号）第15条の規定に基づき、唐津市都市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。	
(利用の許可申請など)			(利用の許可申請など)	
第6条 略			第6条 略	
			2 社会体育館を個人で利用する者は、唐津市体育施設条例施行規則（平成17年教育委員会規則第68号）第3条第3項の唐津市体育施設利用券又は唐津市体育施設回数券を購入し、係員に提出しなければならない。	
			3 前項の規定にかかわらず、社会体育館は、唐津市都市公園条例施行規則（平成17年規則第193号）第6条第3項又は唐津市文化体育館の管理及び運営に関する規則（平成17年教育委員会規則第3号）第4条第2項の唐津市有料公園施設回数券を係員に提出することにより、個人利用ができるものとする。	
(使用料の減免)			(使用料の減免)	
第9条 略			第9条 略	
			2 条例第12条第3項の規定による社会体育館使用料の減免は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。	
			(1) 市又は教育委員会が主催及び共催して行う体育スポーツ行事等 全額	
			(2) 市内の公共的団体が主催して行う体育スポーツ行事等 5割	
			3 社会体育館個人使用料は、減免しない。	